

日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方(案) — 第18期日本語教育小委員会における審議経過の概要 —

「日本語教師の日本語能力の判定について」の審議事項について、第18期日本語教育小委員会では、平成30年9月28日から3回にわたる審議を重ねてきた。第18期日本語教育小委員会の任期は3月31日までであることから、平成31年4月1日に発足する第19期日本語教育小委員会に審議を引き継ぐに当たり、これまでの審議経過の概要をとりまとめた。

1. 現状と課題

- 在留外国人の増加に伴う日本語学習ニーズの拡大が見込まれることから、日本語教育を担う日本語教師の量的拡大及び質の確保が重要な課題となる。

2. 基本的な考え方

(1) 趣旨・目的

- 質の高い日本語教師を安定的に確保するため、日本語教師の日本語教育能力の判定の仕組みが必要である。
- 判定の仕組みとして、日本語教師としての資質・能力を証明するための「資格」を整備する。

(2) 制度設計の前提(日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告))

- 日本語教師としての資質・能力を証明するための「資格」の具体的な制度設計に当たっては、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(平成30年3月2日)(以下、「養成・研修報告書」と言う。)に記載された養成・研修の考え方を前提とする。
- 告示基準の教員要件との接続について検討する。
※日本語教師養成課程の在り方を含めて検討を行う。

3. 日本語教育能力の判定の方法等

(1) 日本語教育能力の判定を行う日本語教育人材の範囲

- 「資格」は、初めて「日本語教師」になろうとする日本語教育人材(いわゆる、「養成段階の日本語教育人材」)の資質・能力を判定するものとする。

※「養成・研修報告書」に掲げられた初任・中堅段階の日本語教師や、日本語教育コーディネーター等の日本語教育能力の判定は、研修の修了をもって行う。

※初任・中堅段階の日本語教師等に対する研修の充実が重要である。

(2) 判定の仕組み

○判定は、①試験の合格、②教育実習の履修、③その他の要件により行う。

(3) 試験の内容

○試験の内容は、「養成・研修報告書」に示された養成の「必須の教育内容」とする。

4. 有資格者の活躍の場の例

- 法務省告示校（日本語教育機関）の日本語教師
- 地域の日本語教室の日本語教師や、国際交流協会等における地域日本語教育コーディネーター
- 大学等の留学生別科や日本語教育プログラムを担当する日本語教師
- 企業における日本語研修担当者
- 学校における日本語指導員
- 海外の企業や日本語学校等における日本語教師

5. 今後の検討課題

(1) 「資格」取得の要件等について

- 「資格」の名称について検討が必要である。
- 「その他要件」について検討が必要である。
※学位等の位置づけについて議論が必要である。
- 「教育実習」の履修について、送出し機関における指導の在り方や受入れ機関の確保等について検討が必要である。

(2) 養成課程について

- 大学の日本語教師養成課程、420単位時間以上の日本語教師養成課程に関し、試験の一部免除等の措置等の導入の可能性について検討が必要である。
- 一部免除等の措置等を導入する場合は、養成課程の質の担保等の観点から、課程認定等の仕組みの導入の可能性について検討が必要である。

(3) 「資格」の有効期限について

- 「資格」の有効期限について検討が必要である。
- 有効期限を設ける場合は、更新研修の実施等の更新のための仕組みの導入の可能性について検討が必要である。

(4) 経過措置について

- 現在、法務省告示の日本語教育機関において日本語教育に従事している日本語教師の位置付けについて、経過措置等を設ける可能性の検討が必要である。

(5) 日本語教育能力の判定のための体制について

○上記の制度を実施するための体制について検討が必要である。

(6) その他

○資格の創設に加え、現職の日本語教師に対する活動分野別・段階別の研修機会の充実・推進が必要である。